

## 報告第25号

地方税の取扱いの具体的調整方法の一部修正について（合併協定項目番号8）

地方税の取扱いの個人市民税の普通徴収納期に係る具体的調整方法を、次のとおり修正する。

平成17年2月15日提出

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会  
会長 石川 光 男

新旧対照表

新		旧	
納 期		納 期	
第1期	6月1日 ~ 6月30日	第1期	6月1日 ~ 6月30日
第2期	8月1日 ~ 8月31日	第2期	8月1日 ~ 8月31日
第3期	10月1日 ~ 10月31日	第3期	10月1日 ~ 10月31日
第4期	12月1日 ~ <u>12月31日</u>	第4期	12月1日 ~ <u>12月25日</u>

## 報告第26号

商工、観光関係事業の取扱いの具体的調整について（合併協定項目番号24-20）

商工、観光関係事業の取扱いの具体的調整について、次のとおり報告する。

平成17年2月15日提出

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会  
会長 石川 光 男

### 【合併協定項目の確認内容】（抜粋）

2. 工場誘致に係る奨励措置については、昭和町の例による。ただし、優遇措置については、新市において調整する。  
なお、合併時において奨励措置を受けているものについては、その現行の制度を適用する。

### 【合併協定項目の具体的調整】

工場誘致に係る優遇措置については、雇用奨励金の交付（適用期間3年間）を、常時雇用者のうち、市内に住所を有する者1人につき年10万円を乗じて得た額を奨励金として交付する。奨励金の交付は、当該工場の操業の月から3年間とし、その総額は3年間で1工場500万円を限度とする。

- 〔指定基準〕
- ・工場新設の場合  
投下固定資本が5,000万円以上  
新規常時雇用者10人以上
  - ・工場増設の場合  
投下固定資本が3,000万円以上  
新規常時雇用者5人以上

## 報告第27号

建設関係事業の取扱いの具体的調整方法の一部修正について（合併協定項目番号24-22）

建設関係事業の取扱いの道路占用料に係る具体的調整方法を、次のとおり修正する。

平成17年2月15日提出

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会  
会長 石川 光 男

新旧対照表

新	旧
合併時に再編する。 <u>ただし、平成17年度及び18年度は、前年度の占用料の額に1.1を乗じて得た額とする経過措置を講ずる。</u>	合併時に再編する。

新市における旧3町からの継続物件に係る道路占用料(調整占用料表)

占用物件		占用料				新条例に至る年度		
		単位	金額					
			現行	平成17年度	平成18年度		新条例(H19より)	
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	770	847	932	1,000	H19	
	第2種電柱		1,200	1,320	1,452	1,600	H19	
	第3種電柱		1,600	1,760	1,936	2,200	H19	
	第1種電話柱		690	759	835	930	H19	
	第2種電話柱		1,100	1,210	1,331	1,500	H19	
	第3種電話柱		1,500	1,650	1,815	2,100	H19	
	その他の柱類		53	58	64	72	H19	
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1mにつき1年	7	8	8	10	H19	
	地下電線その他地下に設ける線類		4	4	5	5	H18	
	路上に設ける変圧類	1個につき1年	520	572	629	700	H19	
	地下に設ける変圧類	占用面積1㎡につき1年	360	396	436	480	H19	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,100	1,210	1,331	1,400	H19	
	郵便差出口		450	495	545	600	H19	
	広告塔	表示面積1㎡につき1年	1,100	1,210	1,331	4,400	H19	
その他のもの	占用面積1㎡につき1年	1,100	1,210	1,331	1,400	H19		
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.1m未満のもの	長さ1mにつき1年	36	40	44	48	H19	
	外径が0.1m以上0.15m未満のもの		53	58	64	72	H19	
	外径が0.15m以上0.2m未満のもの		71	78	86	95	H19	
	外径が0.2m以上0.4m未満のもの		140	154	169	190	H19	
	外径が0.4m以上1.0m未満のもの		360	396	436	480	H19	
	外径が1m以上のもの		710	781	859	950	H19	
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			1,100	1,210	1,331	1,400	H19	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.003を乗じて得た額				Aに0.003を乗じて得た額	H17
		階数が2のもの	Aに0.005を乗じて得た額				Aに0.005を乗じて得た額	H17
		階数が3以上のもの	Aに0.006を乗じて得た額				Aに0.006を乗じて得た額	H17
	上空に設ける通路	占用面積1㎡につき1年	710	781	859	2,900	H19	
	地下に設ける通路		360	396	436	1,500	H19	
その他のもの	1,100		1,210	1,331	1,400	H19		
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		表示面積1㎡につき1日	11	44			H17
	その他のもの	表示面積1㎡につき1月	110	121	133	440	H19	

占 用 物 件			占 用 料				新条例に至る年度	
			単 位	金 額				
				現 行	平成17年度	平成18年度		新条例
令第7条第1号に掲げる物件	看 板 (アーチであるものを除く)	一時的に設けるもの	表示面積1㎡につき1月	110	121	133	440	H19
		その他のもの	表示面積1㎡につき1年	1,100	1,210	1,331	4,400	H19
	標識		1本につき1年	850	935	1,029	1,100	H19
	旗ざお	祭礼、縁日等の際し、 一時的に設けるもの	1本につき1日	11	44			H17
		その他のもの	1本につき1月	110	121	133	440	H19
	幕 (令第7条第2号に掲げる工 事用施設であるものを除く)	祭礼、縁日等の際し、 一時的に設けるもの	その面積1㎡につき1日	11	44			H17
		その他のもの	その面積1㎡につき1月	110	121	133	440	H19
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	1,100	1,210	1,331	4,400	H19
		その他のもの		540	594	653	2,200	H19
	令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同上第3号に掲げる工事用材料				110	121	133	440
令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同上第5号に掲げる施設				110	121	133	140	H19
令第7条第6号に掲げる施 設及び同上第7号に掲げ る施設及び自動車駐車場	建築物	階数が1のもの	占有面積1㎡につき1年	Aに0.008を乗じて得た額	A に 0.006 を 乗 じ て 得 た 額			H17
		階数が2のもの		Aに0.011を乗じて得た額	A に 0.009 を 乗 じ て 得 た 額			H17
		階数が3のもの		Aに0.015を乗じて得た額	A に 0.011 を 乗 じ て 得 た 額			H17
		階数が4以上のもの		Aに0.016を乗じて得た額	A に 0.013 を 乗 じ て 得 た 額			H17
	その他のもの			Aに0.008を乗じて得た額	A に 0.006 を 乗 じ て 得 た 額			H17
令第7条第8号に掲げる 休憩所・給油所及び 自動車修理所	上空、トンネルの上又は高 速自動車国道若しくは自動 車専用道路(高架のものに 限る)の路面下に設けるも の	階数が1のもの	Aに0.008を乗じて得た額	A に 0.006 を 乗 じ て 得 た 額			H17	
		階数が2のもの		A に 0.009 を 乗 じ て 得 た 額			H17	
		階数が3のもの		A に 0.011 を 乗 じ て 得 た 額			H17	
		階数が4以上のもの		A に 0.013 を 乗 じ て 得 た 額			H17	
	その他のもの			A に 0.018 を 乗 じ て 得 た 額			H17	

**報告第28号**

潟上市市章デザインマニュアルについて

潟上市市章デザインマニュアルについて、別紙のとおり報告する。

平成17年2月15日提出

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会  
会長 石川 光 男

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会の廃止について

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会の廃止について、次のとおり報告する。

平成 17 年 2 月 15 日提出

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会  
会 長 石 川 光 男

平成 17 年 3 月 22 日から天王町、昭和町、飯田川町（以下「3 町」という。）を廃し、その区域をもって「潟上市」を設置することとなったため、天王町・昭和町・飯田川町合併協議会（以下「協議会」という。）は、その役割を終了することから 3 町議会の議決を経て、平成 17 年 3 月 21 日をもって廃止するものとする。

なお、会計処理については、下記のとおり取扱うものとする。

記

1. 協議会予算の収支については、協議会規約第 17 条の規定に基づき廃止の日をもって打ち切り、会長であったものが決算を行うこととしていることから、会長であった者が協議会委員であった者に決算書を送付するものとする。
2. 廃止の日に属する協議会の財産及び事務については、すべて潟上市に引き継ぐものとする。

## 報告第30号

平成16年度天王町・昭和町・飯田川町合併協議会出納監査及び決算見込について

平成16年度天王町・昭和町・飯田川町合併協議会出納監査及び決算見込について、次のとおり報告する。

平成17年2月15日提出

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会  
会 長 石 川 光 男

1. 天王町・昭和町・飯田川町合併協議会（以下「協議会」という。）規約第17条により平成16年度協議会予算は廃止の日をもって打ち切り決算となる。協議会の決算は3月22日に行うことになるが、協議会は21日で廃止になることから合併協議会委員や監査委員がいない状況にある。そのため出納監査ができない状況にあるが、協議会予算の執行状況の透明性を確保するため、平成17年1月末現在の出納監査を行ったので、出納監査報告書を付して報告する。
2. 平成16年度協議会歳入歳出決算見込について、別紙のとおり報告する。



平成16年度天王町・昭和町・飯田川町合併協議会出納監査資料

平成17年1月31日現在

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 負担金		12,450,000	12,450,000	12,450,000	0	0	0
	1 負担金	12,450,000	12,450,000	12,450,000	0	0	0
2 県支出金		4,000,000	0	0	0	0	4,000,000
	1 県補助金	4,000,000	0	0	0	0	4,000,000
3 繰越金		3,176,000	3,176,936	3,176,936	0	0	936
	1 繰越金	3,176,000	3,176,936	3,176,936	0	0	936
4 諸収入		2,000	14,158	14,158	0	0	12,158
	1 諸収入	2,000	14,158	14,158	0	0	12,158
歳入合計		19,628,000	15,641,094	15,641,094	0	0	3,986,906

## 歳出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	残額	予算現額と支出 済額との比較
1 運営費		7,501,000	5,814,372	0	1,686,628	1,686,628
	1 会議費	1,281,000	976,164	0	304,836	304,836
	2 事務費	6,220,000	4,838,208	0	1,381,792	1,381,792
2 事業費		11,827,000	4,566,169	0	7,260,831	7,260,831
	1 事業推進費	11,827,000	4,566,169	0	7,260,831	7,260,831
3 予備費		300,000	0	0	300,000	300,000
	1 予備費	300,000	0	0	300,000	300,000
歳出合計		19,628,000	10,380,541	0	9,247,459	9,247,459

歳入合計額 15,641,094 円

歳出合計額 10,380,541 円

歳入歳出差引残額 5,260,553 円

(平成17年1月31日現在)

平成16年度天王町・昭和町・飯田川町合併協議会  
出納監査資料 事項別明細書

平成17年1月31日現在

歳入

(単位：円)

款	項	目	予 算 現 額					調定額	収入済額	不 納 欠損額	収 入 未済額	備考	
			当 初 予算額	補 正 予算額	継続費及び 繰越事業費 繰越財源 充当額	計	節						
							区 分						金 額
1 負担金			9,000,000	3,450,000	0	12,450,000			12,450,000	12,450,000	0	0	
	1 負担金		9,000,000	3,450,000	0	12,450,000			12,450,000	12,450,000	0	0	
		1 負担金		9,000,000	3,450,000	0	12,450,000	1 負担金	12,450,000	12,450,000	12,450,000	0	0
2 県支出金			4,000,000	0	0	4,000,000			0	0	0	0	
	1 県補助金		4,000,000	0	0	4,000,000			0	0	0	0	
		1 県補助金		4,000,000	0	0	4,000,000	1 県補助金	4,000,000	0	0	0	0
3 繰越金			2,500,000	676,000	0	3,176,000			3,176,936	3,176,936	0	0	
	1 繰越金		2,500,000	676,000	0	3,176,000			3,176,936	3,176,936	0	0	
		1 繰越金		2,500,000	676,000	0	3,176,000	1 繰越金	3,176,000	3,176,936	3,176,936	0	0
4 諸収入			2,000	0	0	2,000			14,158	14,158	0	0	
	1 諸収入		2,000	0	0	2,000			14,158	14,158	0	0	
		1 諸収入		2,000	0	0	2,000			14,158	14,158	0	0
							1 預金利子	1,000	22	22	0	0	
							2 雑入	1,000	14,136	14,136	0	0	
歳入合計			15,502,000	4,126,000	0	19,628,000			15,641,094	15,641,094	0	0	

歳出

(単位：円)

款	項	目	予算現額					計	節		支出済額	翌年度繰越額	残額	備考	
			当初 予算額	補正 予算額	継続費及び 繰越事業費 繰越財源 充当額	予備費 支出及び 増減	区分		金額						
1 運営費			7,937,000	0	0	436,000	7,501,000			5,814,372	0	1,686,628			
	1 会議費		1,717,000	0	0	436,000	1,281,000			976,164	0	304,836			
		1 会議費	1,717,000	0	0	436,000	1,281,000			976,164	0	304,836			
								1	報酬	860,000	684,000	0	176,000	委員報酬 648,000 監査委員報酬 18,000 建設計画検討委員報酬 18,000	
								1 1	需用費	395,000	292,164	0	102,836	食糧費	
								1 4	使用料 及び賃借料	26,000	0	0	26,000		
		2 事務費		6,220,000	0	0	0	6,220,000			4,838,208	0	1,381,792		
			1 事務費	6,220,000	0	0	0	6,220,000			4,838,208	0	1,381,792		
									4	共済費	341,000	266,053	0	74,947	社会保険料 234,834 雇用保険料 31,219
									7	賃金	2,381,000	1,855,040	0	525,960	臨時事務賃金
									9	旅費	93,000	48,440	0	44,560	普通旅費
									1 1	需用費	2,017,000	1,585,174	0	431,826	消耗品費 1,403,977 印刷製本費 71,898 食糧費 16,421 燃料費 83,008 修繕料 9,870
									1 2	役務費	815,000	606,501	0	208,499	郵便料 74,100 電話料他 522,314 自動車損害保険料 10,087
									1 4	使用料 及び賃借料	573,000	477,000	0	96,000	自動車借上料 420,000 事務所借上料 57,000

(単位：円)

款	項	目	予算現額						支出済額	翌年度繰越額	残額	備考		
			当初 予算額	補正 予算額	継続費及び 繰越事業費 繰越財源 充当額	予備費 支出及び 用増減	計	節						
								区分					金額	
2 事業費			7,265,000	4,126,000	0	436,000	11,827,000			4,566,169	0	7,260,831		
	1 事業 推進費		7,265,000	4,126,000	0	436,000	11,827,000			4,566,169	0	7,260,831		
		1 事業 推進費		7,265,000	4,126,000	0	436,000	11,827,000			4,566,169	0	7,260,831	
			8 報償費	203,000	202,600	0	400	名称募集記念品 62,600 市章募集賞金 140,000						
			9 旅費	406,000	404,910	0	1,090	普通旅費 68,160 特別旅費 336,750						
			1 1 需用費	8,173,000	3,958,659	0	4,214,341	消耗品費 287,296 印刷製本費 3,649,045 食糧費 22,318						
			1 2 役務費	1,575,000	0	0	1,575,000	広告料						
1 3 委託料	1,470,000		0	0	1,470,000	例規策定支援業務委託 0 ホームページ更新委託 0 市章制定支援業務委託 0								
3 予備費			300,000	0	0	0	300,000			0	0	300,000		
	1 予備費		300,000	0	0	0	300,000			0	0	300,000		
		1 予備費	300,000	0	0	0	300,000			0	0	300,000		
歳出合計			15,502,000	4,126,000	0	0	19,628,000			10,380,541	0	9,247,459		

平成16年度 天王町・昭和町・飯田川町合併協議会歳入歳出決算見込

1. 歳入

(単位:円)

款項目	節	当初予算額	補正予算額	予算現額	調定額	収入額	収入未済額
1. 負担金		9,000,000	3,450,000	12,450,000	12,450,000	12,450,000	0
	1. 負担金	9,000,000	3,450,000	12,450,000	12,450,000	12,450,000	0
	1. 負担金	9,000,000	3,450,000	12,450,000	12,450,000	12,450,000	0
2. 県支出金		4,000,000	0	4,000,000	4,000,000	4,000,000	0
	1. 県補助金	4,000,000	0	4,000,000	4,000,000	4,000,000	0
	1. 県補助金	4,000,000	0	4,000,000	4,000,000	4,000,000	0
3. 繰越金		2,500,000	676,000	3,176,000	3,176,936	3,176,936	0
	1. 繰越金	2,500,000	676,000	3,176,000	3,176,936	3,176,936	0
	1. 繰越金	2,500,000	676,000	3,176,000	3,176,936	3,176,936	0
4. 諸収入		2,000	0	2,000	17,458	17,458	0
	1. 諸収入	2,000	0	2,000	17,458	17,458	0
	1. 諸収入	2,000	0	2,000	17,458	17,458	0
歳入合計		15,502,000	4,126,000	19,628,000	19,644,394	19,644,394	0

2. 歳出

(単位:円)

款項目	節	当初予算額	補正予算額	流用額	予算現額	支出額	不用額
1. 運営費		7,937,000	0	436,000	7,501,000	7,134,019	366,981
	1. 会議費	1,717,000	0	436,000	1,281,000	1,204,164	76,836
	1. 会議費	1,717,000	0	436,000	1,281,000	1,204,164	76,836
	1. 報酬	1,296,000	0	436,000	860,000	810,000	50,000
	11. 需用費	395,000	0	0	395,000	394,164	836
	14. 使用料及び賃借料	26,000	0	0	26,000	0	26,000
	2. 事務費	6,220,000	0	0	6,220,000	5,929,855	290,145
	1. 事務費	6,220,000	0	0	6,220,000	5,929,855	290,145
	4. 共済費	341,000	0	0	341,000	315,145	25,855
	7. 賃金	2,381,000	0	0	2,381,000	2,331,200	49,800
	9. 旅費	93,000	0	0	93,000	65,840	27,160
	11. 需用費	2,017,000	0	0	2,017,000	1,944,414	72,586
	12. 役務費	815,000	0	0	815,000	742,856	72,144
	14. 使用料及び賃借料	573,000	0	0	573,000	530,400	42,600
2. 事業費		7,265,000	4,126,000	436,000	11,827,000	10,248,769	1,578,231
	1. 事業推進費	7,265,000	4,126,000	436,000	11,827,000	10,248,769	1,578,231
	1. 事業推進費	7,265,000	4,126,000	436,000	11,827,000	10,248,769	1,578,231
	8. 報償費	100,000	103,000	0	203,000	202,600	400
	9. 旅費	752,000	0	346,000	406,000	404,910	1,090
	11. 需用費	5,194,000	3,708,000	729,000	8,173,000	8,171,259	1,741
	12. 役務費	0	0	1,575,000	1,575,000	0	1,575,000
	13. 委託料	1,219,000	315,000	64,000	1,470,000	1,470,000	0
3. 予備費		300,000	0	0	300,000	0	300,000
	1. 予備費	300,000	0	0	300,000	0	300,000
	1. 予備費	300,000	0	0	300,000	0	300,000
歳出合計		15,502,000	4,126,000	0	19,628,000	17,382,788	2,245,212

残高見込 19,644,394円 - 17,382,788円 = 2,261,606円

**報告第31号**

潟上市長職務執行者の選任について

潟上市長職務執行者の選任について、別紙のとおり報告する。

平成17年2月15日提出

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会  
会 長 石 川 光 男

写

市町の廃置分合に伴う潟上市長職務執行者に関する協議書

平成17年3月22日から、南秋田郡天王町、同郡昭和町、同郡飯田川町を廃し、その区域をもって潟上市を設置することに伴う潟上市長職務執行者について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第1条の2第1項の規定に基づき、関係町長で協議のうえ、次のとおり定める。

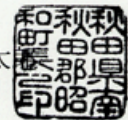
潟上市長職務執行者 小玉久男

平成17年1月31日

天王町長 石川光



昭和町長 千田鐵太



飯田川町長 小玉久男





## 市長職務執行者の主な職務

開庁式の実施

初議会の招集

16年度暫定予算の専決処分

17年度暫定予算の議会上程

条例の専決処分、規則等の制定

広域協議会等への加入、規約変更の専決処分と協議

事務の委託等の専決処分と協議

収入役職務代理者の選任

農業委員会のうち選任による委員の選任

教育委員会委員の選任

固定資産評価審査委員会委員の臨時の選任

(選挙管理委員会委員は委員の互選)

暫定行政委員会の開催(教育委員会、農業委員会、選挙管理委員会、固定資産評価審査委員会)

一般職の任命及び辞令交付

非常勤特別職等の任命及び辞令交付(消防団、交通指導隊、防犯指導隊等)

町又は字の区域若しくは名称についての変更の専決処分及び届出

指定金融機関の指定の専決処分及び契約

選挙事由発生の告示

町長、助役等の事務引継

幼稚園、保育園、小、中学校の入学式の出席

## 市長職務執行者の根拠法令

地方自治法施行令

(長の職務を暫定的に行う者)

第1条の2 普通地方公共団体の設置があった場合においては、従来当該普通地方公共団体の地域の属していた関係地方公共団体の長たる者又は長であった者(地方自治法第152条又は第252条の17の8第1項の規定によりその職務を代理し若しくは行う者又はこれらの者であった者を含む。)のうちからその協議により定めた者が、当該普通地方公共団体の長が選挙されるまでの間、その職務を行う。

2 前項の場合において協議が調わないときは、都道府県の設置にあっては総務大臣、市町村の設置にあっては都道府県知事は、同項に掲げる者のうちから当該普通地方公共団体の長の職務を行うべき者を定めなければならない。